

# 学 則

郡山健康科学専門学校

# 目 次

第一章	総則	1
第二章	課程、学科、修業年限、総定員等、在学期間	1
第三章	学年、学期、年間授業日数及び休業日	2
第四章	入学等	3
第五章	休学、復学、編入学、退学、除籍等	4
第六章	教育課程等及び教職員	5
第七章	科目修得の認定、学習の評価、卒業の認定等	6
第八章	入学検定料、入学金、授業料等	8
第九章	賞罰	9
第十章	図書室	9
第十一章	附帯教育事業	9
第十二章	雑則	10

# 郡山健康科学専門学校

## 学 則

### 第一章 総則

#### (目的)

第1条 本校は、学校教育法及び私立学校法に従い、理学療法士及び作業療法士法、柔道整復師法、社会福祉士及び介護福祉士法、児童福祉法施行令に基づき、理学療法士、作業療法士、柔道整復師、介護福祉士、保育士として、必要な知識、技術及び態度を修得し、専門職としての誇りと自覚を持ち、地域社会、地域医療及び地域福祉に貢献し得る有能な人材を養成することを目的とする。日本語学科においては、高い語学力と幅広い教養を身につけた実践力のある人材を養成することを目的とする。又、附帯教育事業を設定し、地域社会に貢献し得る実践的技能を有する人材を育成することを目的とする。

#### (名称)

第2条 本校は、郡山健康科学専門学校と称する。

#### (位置)

第3条 本校の位置は、福島県郡山市図景二丁目9番3号に置く。

#### (学校評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校の教育活動その他学校運営の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 本校は、自己点検評価結果を踏まえ、本校の関係者等による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。
- 3 前2項に定める自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項は、別に定める。

### 第二章 課程、学科、修業年限、総定員等、在学期間

#### (課程、学科、修業年限、総定員等)

第5条 本校には、医療専門課程理学療法学科、応用理学療法学科、作業療法学科及びメディカルスポーツ柔道整復学科並びに教育・社会福祉専門課程介護福祉学科、こども未来学科、文化・教養専門課程日本語学科を置く。

- 2 本校の課程、学科、修業年限、総定員、入学定員及び一学年の学級数は別表1のとおりとする。
- 3 入学時期は、4月期のみとする。但し、日本語学科1年6ヵ月コースにおいてのみ、10月期とする。

(在学期間)

第6条 本校に在学できる期間は、理学療法学科及び作業療法学科においては8年以内、応用理学療法学科及びメディカルスポーツ柔道整復学科においては6年以内、介護福祉学科及びこども未来学科においては4年以内とする。なお、日本語学科2年コース及び日本語学科1年6ヵ月コースにおいては修業年限のみとする。

### 第三章 学年、学期、年間授業日数及び休業日

(学年及び学期並びに年間授業日数)

第7条 学年および学期は、原則として次のとおりとする。

4月入学生

- (1) 学年 4月1日から3月31日
- (2) 第一学期(前期) 4月1日から9月30日
- (3) 第二学期(後期) 10月1日から3月31日
- (4) 年間授業日数 年間30週、日本語学科においては年間40週を原則とする。

10月入学生(日本語学科1年6ヵ月コースのみ)

- (1) 学年 10月1日から9月30日
- (2) 第一・三学期(前期) 10月1日から3月31日
- (3) 第二学期(後期) 4月1日から9月30日
- (4) 年間授業日数 年間40週を原則とする。

(休業日)

第8条 本校の休業日は、原則として次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日
- (3) 夏期休業  
8月1日から9月30日まで  
日本語学科4月生及び10月生 8月初旬から中旬、9月下旬から10月上旬
- (4) 冬期休業  
12月25日から1月7日まで
- (5) 春期休業  
2月15日から4月5日まで  
日本語学科4月生及び10月生 3月中旬から4月上旬
- (6) 創立記念日  
3月1日
- (7) その他学校長が必要と認めた日等。ただし、教育上必要であり、且つ、やむを得ない事情があると学校長が認める場合は、上記の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

## 第四章 入学等

### (入学の時期)

第9条 入学の時期は、学年の初めとする。

### (入学資格)

第10条 本校に入学することのできる者は、理学療法士作業療法士養成校指定規則（昭和41年文部省・厚生省令第3号）及び柔道整復師学校養成施設指定規則（昭和47年文部省・厚生省令第2号）並びに社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）社会福祉主事養成機関等指定規則（平成12年厚生省令第53号）児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に該当し、且つ学校教育法施行規則第183条を満たす者でなければならない。但し、応用理学療法学科の入学資格については、上記の条件を満たすとともに、満22歳以上の社会人である者とする。日本語学科においては、学校教育法施行規則第150条第1号に定める要件及び、年齢が18歳以上であること、正当な手続きによって日本国への入国が許可、または許可される見込みであること、信頼のおける保証人及び経費支弁者等を有する者であることを入学資格とする。

### (出願手続)

第11条 本校に入学を志願する者は、指定の期日までに別表3に規定する入学検定料を添え、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 最終の出身学校の卒業証明書
- (3) 健康診断書
- (4) 高等学校調査書又は最終の出身学校の成績証明書
- (5) 写真
- (6) 日本語学科の受験生については、これらに加え、別に定める書類を求める。

### (入学者の選考)

第12条 入学試験は、学科試験、小論文、作文、面接等を行い、その結果を総合的に判定し、学校長が合否判定会議の議を経て合格者を決定する。

- 2 入学試験は、推薦入学試験、自己推薦入学試験、一般入学試験及び社会人特別入学試験を行う。
- 3 推薦入学試験及び自己推薦入学試験は、高等学校長の推薦を受けられる者若しくは自ら推薦できる者で、推薦書、高等学校調査書及び面接を行って総合的に判断する。但し、必要に応じて学科試験、小論文、作文等を行うことがある。
- 4 日本語学科の受験生については、別に定める選考方法及び受験区分で選抜を行う。

### (入学手続き及び入学許可)

第13条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに別表3に規定する学納金の納付とともに、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 学生調査書

- (3) 住民票
- (4) その他必要とされる書類等
- 2 前項の誓約書で必要とする保証人については、原則として本人の父母とする。但し、日本語学科の入学生においては、経費支弁者が記入することとする。
- 3 学校長は、第1項の入学手続きを完了した者について入学を許可する。

## 第五章 休学、復学、編入学、退学、除籍等

### (休学及び休学中の学納金)

第14条 学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、保証人または経費支弁者と連署の休学願を提出し、教職員全体会議の議を経て、学校長の許可を受けなければならない。但し、次の(1)の場合は、医師の診断書を併せて提出しなければならない。

- (1) 病気のため引き続き2ヶ月以上修学不能のとき
- (2) その他やむを得ない事由があるとき
- 2 休学が認められた場合は、別表3に規定する休学手続料を納入しなければならない。
- 3 休学期間は、1年以内とする。但し、学校長が必要と認めた場合は、更に1年を限度とし休学延長を認めることができる。
- 4 第一学期中に休学し、その休学期間が第二学期中に跨る場合は、既に納入された学納金は復学時に充当する。第二学期中に休学した場合は、学納金は返還しない。
- 5 休学期間は、在学期間に算入しない。
- 6 学校長は、病気その他やむを得ない事由により修学することが適当でないと認める者については、休学を命ずることができる。

### (復学)

第15条 休学中の者が復学を希望する場合は、保証人または経費支弁者と連署の復学願を提出し、教職員全体会議の議を経て、学校長の許可を受けなければならない。また、病気により休学中の者は、医師の診断書を併せて提出しなければならない。

2 復学を希望する場合は、次学期開始1ヶ月前までに復学願を提出しなければならない。

### (転学、転科及び編入学)

第16条 転学は、いかなる学科においてもこれを認めない。

2 転科は、理学療法学科、作業療法学科、応用理学療法学科内での転科もしくは、理学療法学科、作業療法学科、応用理学療法学科からメディカルスポーツ柔道整復学科へ転科する場合に限り認め、それに関する事項は別に定める。

3 編入学に関する事項は別に定める。

### (退学及び退学時の学納金)

第17条 退学を希望する場合は、保証人または経費支弁者と連署の退学願を提出し、教職員全体会議の議を経て、学校長の許可を受けなければならない。

- 2 第一学期中に退学した場合は、既に納入された学納金のうち第二学期分についてのみ返還する。第二学期中に退学した場合は、学納金は返還しない。

(出席停止)

第 18 条 学生が伝染病にかかり又はそのおそれのあるとき、その他必要があると認めるときは、その学生に対し出席停止を命ずることがある。

(除籍)

第 19 条 次の各号のいずれかに該当する者は、教職員全体会議の議を経て学校長が除籍する。

- (1) 第 5 条に規定する在学期間を超えた者
- (2) 授業料等学納金の納入を怠り、督促を受けた後 30 日以内になお納入しない者
- (3) 死亡、又は 1 年以上行方の分からない者
- (4) その他、学校長が除籍相当に該当すると判断した者

## 第六章 教育課程等及び教職員

(教育課程等)

第 20 条 本校の教育課程、履修方法及び授業時数は、別表 2 のとおりとする。

- 2 第 1 条の目的達成のため、必要に応じて公開講座を設けることができる。

(始業及び終業)

第 21 条 本校の始業及び終業の時刻は、原則として午前 9 時から午後 5 時までとする。

但し、日本語学科においては、午前 9 時から午後 12 時 20 分までとする。

(教職員)

第 22 条 本校に次の教職員を置く。

	職	日本語学科以外の学科	日本語学科
1	学校長	1 名	
2	名誉学校長	必要に応じて置く	
3	副学校長	必要に応じて置く	
4	教員	理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則、柔道整復師学校養成施設指定規則、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則、社会福祉主事養成機関等指定規則、指定保育士養成施設指定基準に定めるところによる	①主任教員 1 名 (②より要件を満たす者を充てる) ②教員 4 名以上 (うち専任 2 名以上) ③生活指導担当者 2 名 (専任教員と兼任することができる) ※教職員数は、定員数に応じて日本語教育機関の告示基準に基づき学校長が定める
5	助手	必要に応じて置く	—
6	事務職員	3 名以上	1 名以上 (うち専任 1 名以上)
7	校医	必要に応じて置く	
8	その他	学校長が必要と認めた職位	

- 2 学校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

- 3 学校運営については、運営会議、教職員全体会議を原則 2 週間ごとに 1 回、委

員会会議、教員会議を原則週に1回実施し、協議する。また適宜、評議員会及び理事会を実施する。なお、これらの開催、運営、会議に関する事項は別に定める。

## 第七章 科目修得の認定、学習の評価、卒業の認定等

### (科目の取得)

第23条 本校の学生は、理学療法学科及び作業療法学科は4年以上、応用理学療法学科及びメディカルスポーツ柔道整復学科は3年以上、介護福祉学科及びこども未来学科は2年以上、日本語学科2年コースは2年、日本語学科1年6ヵ月コースは1年6ヵ月在学し、別表2に規定した科目を取得しなければならない。

### (学業成績の判定)

第24条 学業成績は、定期試験（課題レポート等を含む）、学習態度、出席状況等を総合して判定する。日本語学科においては、各科目の末に試験を実施し、学習態度、出席状況等を総合して判定する。

- 2 各授業科目につき、その授業実施数の3分の2以上出席しなければ、その授業科目の学業成績は判定しない。但し、各学科の実習については、その授業実施数の5分の4以上出席しなければ、その実習の学業成績は判定しない。
- 3 日本語学科においては、1か月の出席率が8割以上でなければならない。なお、8割を下回った者については、出席改善のための指導を行う。
- 4 学業成績は、各授業科目のいずれも100点をもって満点とする。

### (科目修得の認定)

第25条 学業成績は、60点以上を得た科目について修得を認定する。

- 2 医療専門課程の理学療法学科、作業療法学科、応用理学療法学科、メディカルスポーツ柔道整復学科においては、大学及び短期大学並びに医療系専門学校の既修得単位を、申請により所定の手続きを経て認定することができる。上限認定単位は別に定める。

### (学業成績の評価)

第26条 試験の評価は、A、B、C及びDをもって表わし、Dを不合格とする。

- 2 前項学業成績評価の区分は、次のとおりとする。

A	80点以上
B	70点以上80点未満
C	60点以上70点未満
D	60点未満

### (定期試験、追試験及び再試験)

第27条 定期試験は、原則として毎学年2回以上実施する。

- 2 やむを得ない事由により定期試験を受けることができなかった学生に対しては、追試験を行うことがある。
- 3 定期試験の成績が合格に達しなかった学生に対しては、再試験を行うことがある。
- 4 追試験及び再試験の場合には、所定の受験願に受験料を添えて提出しなければならない。



ならない。

5 前項の試験に関して必要な事項は、別に定める。

(進級及び卒業の認定)

第28条 進級の認定は、学年に定める履修すべき単位または単位時間数を全て修得し、かつ、年間の学費等を全て納入した者で、進級判定会議の議を経て、学校長が進級を認定する。

2 卒業の認定は、理学療法学科及び作業療法学科は4年以上、応用理学療法学科及びメディカルスポーツ柔道整復学科は3年以上、介護福祉学科及びこども未来学科は2年以上、日本語学科2年コースは2年、日本語学科1年6ヵ月コースは1年6ヵ月在学し、かつ、年間の学費等を全て納入し、また、第23条に規定する科目を履修し、次の表のとおり必要な単位または単位時間数を修得した者で、卒業判定会議の議を経て、学校長が卒業を認定する。また、全学科において、卒業試験に合格することを卒業要件に付加する。

学 科	基礎分野	専門基礎分野	専門分野	合 計
理学療法学科	19 単位	36 単位	69 単位	124 単位
作業療法学科	17 単位	34 単位	79 単位	130 単位

学 科	基礎分野	専門基礎分野	専門分野	合 計
応用理学療法学科	14 単位	26 単位	55 単位	95 単位
メディカルスポーツ柔道整復学科	16 単位	41 単位	55 単位	112 単位

学 科	基礎科目	介護福祉士養成課程	合 計
介護福祉学科	2 単位	60 単位	62 単位

学 科	基礎教養科目	専門必修科目	専門選択必修科目	合 計
こども未来学科	10 単位	51 単位	18 単位	79 単位

学 科	コース	単位時間数合計
日本語学科	2 年	1,600 単位時間
	1 年 6 ヶ月	1,200 単位時間

3 1 単位あたりの時間数は、講義及び演習は15時間から30時間、実習は30時間から45時間、臨床実習は45時間とする。なお、日本語学科においては、1単位時間あたりの授業時間数を45分間とする。

4 学校長は、卒業を認定した者に卒業証書を授与する。

5 前項により、卒業を認定した者には、次の通り高度専門士、又は専門士の称号を授与する。

(1) 医療専門課程の理学療法学科及び作業療法学科において、卒業を認定した者には、高度専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

(2) 教育・社会福祉専門課程の介護福祉学科及びこども未来学科において、卒業を認定した者には、専門士（教育・社会福祉専門課程）の称号を授与する。

- (3) 医療専門課程のメディカルスポーツ柔道整復学科及び応用理学療法学科において、卒業を認定した者には、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

(国家試験)

- 第 29 条 本校の理学療法学科及び応用理学療法学科を卒業した者は、理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、理学療法士国家試験の受験資格が与えられる。
- 2 本校の作業療法学科を卒業した者は、理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき作業療法士国家試験の受験資格が与えられる。
- 3 本校のメディカルスポーツ柔道整復学科を卒業した者は、柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、柔道整復師国家試験の受験資格が与えられる。
- 4 本校の介護福祉学科を卒業した者は、平成 24 年 4 月 1 日から施行された社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 1 号の規定に基づき、介護福祉士国家試験受験資格が与えられる。
- 5 本校のこども未来学科を卒業した者は、昭和 23 年 5 月 2 日から施行された児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の六第 1 項の規定に基づき、保育士資格が与えられる。

## 第八章 入学検定料、入学金、授業料等

(入学検定料)

- 第 30 条 本校に入学を志願する者は、別表 3 に規定する入学検定料を納入しなければならない。

(入学金)

- 第 31 条 本校に入学を許可された者は、別表 3 に規定する入学金を指定期日までに納入しなければならない。

(授業料等)

- 第 32 条 別表 3 に規定する授業料等は、指定期日までに納入しなければならない。
- 2 在籍中の学生の授業料は、出席の有無に関わらず所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 特別の事由があると認められる者には、延納及び分納を認めることがある。
- 4 在籍中に授業料等の改定が行われた場合は、入学年度に定めていた額を適用する。
- 5 別表 3 に規定する入学検定料、入学金、授業料等の学納金の他に、個々人に帰属する個別経費を別途徴収する。この個別経費については、別に定める。
- 6 卒業年次に留年した場合の授業料等は、別表 3 に規定する。
- 7 この学則で定めた以外の学納金は、一切徴収しない。

(既納の学納金の取扱い)

- 第 33 条 いったん納入された入学検定料、入学金、授業料等の学納金のうち、入学前に

納入された入学検定料、入学金を除く授業料等の学納金については、入学する前年度末までに申し出、所定の入学辞退届及び学納金返還願を提出した者に限り返還する。

(弁償)

第 34 条 学生は校具、教具、貸与された器具及び機械類を破損又は紛失したときは、相当代償をもって弁償しなければならない。

(学納金の滞納処分)

第 35 条 学生が学納金を正当な理由なしに滞納したときは、本人の授業への出席を停止し、保証人または経費支弁者から徴収することがある。なお、督促を受けた後 30 日以内に納入しない者は除籍する。

## 第九章 賞罰

(表彰)

第 36 条 学校長は、次の各号のいずれかに該当する者については、教員会議及び教職員全体会議の議を経て表彰することができる。

- (1) 学業、人物ともに優秀で他の模範となる者
- (2) 善行があつて他の学生の模範となる者

(懲戒)

第 37 条 学生が、その本分に反する行為又は本校の諸規定等に違反する行為があつたときは、教職員全体会議の議を経て、学校長が懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、訓告、戒告、謹慎、停学及び退学とする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者については、除籍とすることができる。
  - (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められた者
  - (2) 正当な理由なく、出席常でない者
  - (3) 本校の秩序を不当に乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 第一学期中に停学等の処分を受け、その期間が第二学期に跨る場合、既に納入された学納金は、諸事情を勘案し、第 14 条 4 項に準じる。

## 第十章 図書室

(図書室)

第 38 条 本校に図書室を置く。

- 2 図書室については、別に定める。

## 第十一章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第 39 条 本校の附帯教育事業は次のとおりとする。

- (1) 郡山健康科学専門学校附属 キッズ東都学園保育所

- (2) 郡山健康科学専門学校附属 キース鍼灸接骨院
- (3) 郡山健康科学専門学校 介護福祉士実務者研修科（通信課程）
- (4) 郡山健康科学専門学校附属 わんぱく東都学園放課後等デイサービス

## 第十二章 雑則

### （健康管理）

第 40 条 学生及び教職員の健康管理に関し、健康診断を毎年 1 回 6 月末日（日本語学科 10 月生は 10 月末日）迄に、しかるべき医療機関においてこれを執り行う。

### （学生寮）

第 41 条 学生寮は、希望する学生間において公平を欠かない方法により、入寮を認める。

### （学生交流費）

第 42 条 学生交流費に関しては、別に定める。

### （改廃）

第 43 条 この学則の改廃は、教職員全体会議及び評議員会の議を経て理事会の決議を必要とする。

### （細則）

第 44 条 この学則の施行に関して必要な細則は別に定める。

附 則 この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第 19 条第 1 項の別表 2-3 については、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。  
第 27 条 3 項の一については、平成 12 年 3 月 10 日から施行する。  
第 31 条については、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

- 3 第 19 条第 1 項の別表 2-1 及び別表 2-2 については、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。  
但し、平成 14 年 3 月 31 日現在の在校生については、旧教育課程を適用する。

附 則 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

但し、第 27 条第 3 項の二については、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 15 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

但し、第 7 条については、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

但し、第 27 条第 3 項については、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

但し、第 27 条第 4 項第 3 号については、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

なお、柔道整復学科及び介護福祉学科の教育課程については、平成 21 年度

- 入学生から適用する。
- 附 則 この学則は、平成22年4月1日から施行する。  
但し、第27条第4項第3号については、平成22年3月1日から施行する。  
また、平成22年3月31日までに介護福祉学科に入学した者については、  
第4条第2項、第19条第1項、第27条第1項の規定にかかわらず、  
なお従前の例による。
- 附 則 この学則は、平成23年4月1日から施行する。  
なお、作業療法学科、理学療法学科及び応用理学療法学科の教育課程に  
ついては、平成23年度入学生から適用する。
- 附 則 この学則は、平成25年4月1日から施行する。  
なお、介護福祉士の教育課程については、平成25年度入学生から適用する。  
また、介護福祉士養成施設の卒業生に国家試験が実施されるまでの間、全国  
卒業時共通試験に合格することを卒業要件に付加する。
- 附 則 この学則は、平成26年4月1日から施行する。  
なお、柔道整復学科の教育課程については、平成26年度入学生から適用する。
- 附 則 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則 この学則は、平成30年4月1日から施行する。  
なお、メディカルスポーツ柔道整復学科の学科名称及び教育課程については、  
平成30年度入学生から適用する。
- 附 則 この学則は、平成31年4月1日から施行する。  
なお、こども未来学科及び介護福祉学科の教育課程については、平成31年  
度入学生から適用する。
- 附 則 この学則は、令和元年10月1日から施行する。  
なお、日本語学科の教育課程については、令和元年10月生から適用する。
- 附 則 この学則は、令和2年4月1日から施行する。  
なお、作業療法学科及び理学療法学科の教育課程については、令和2年度  
入学生から適用する。
- 附 則 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 附 則 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1

本校の課程、学科、修業年限、総定員、入学定員及び一学年の学級数

課 程	学 科 名	修業年限	総定員	入 学 定 員	一学年 の 学級数	職業実践 専門課程	備 考
医療専門課程	理学療法学科	4 年	264	66	2学級	認定	昼 間
	作業療法学科	4 年	96	24	1学級	認定	昼 間
	応用理学療法学科	3 年	120	40	1学級		昼 間
	メディカルスポーツ 柔道整復学科	3 年	72	24	1学級	認定	昼 間
教育・社会福祉 専門課程	介護福祉学科	2 年	66	33	1学級	認定	昼 間
	こども未来学科	2 年	66	33	1学級	認定	昼 間
文化・教養 専門課程	日本語学科	2年	40	20	1学級		昼 間
		1年6ヵ月	40	20	1学級		昼 間
	合 計		764	260			

別表2-1 理学療法学科

1. 基礎分野

教育内容	指定単位数	科目名	講義	単位数計	時間数	1年	2年	3年	4年
科学的思考の基盤 人間と生活 社会の理解	14	法学	2	2	30	30			
		医療倫理	2	2	30	30			
		社会福祉学	2	2	30	30			
		統計学	2	2	30	30			
		物理学	2	2	30	30			
		化学	2	2	30	30			
		情報リテラシー	2	2	30	30			
		コミュニケーション論	2	2	30	30			
		保健体育※	1	1	2	60	60		
		外国語	1	1	30	30			
	計	14		18	1	19	330	330	

2. 専門基礎分野

教育内容	指定単位数	科目名	講義	単位数計	時間数	1年	2年	3年	4年
人体の構造と機能 及び心身の発達	12	解剖学Ⅰ	2	2	60	60			
		解剖学Ⅱ	2	2	60	60			
		解剖学実習	1	1	30		30		
		生理学Ⅰ	2	2	60	60			
		生理学Ⅱ	2	2	60		60		
		生理学実習	1	1	30	30			
		運動学Ⅰ	2	2	60	60			
		運動学Ⅱ	2	2	60		60		
		人体の構造と機能	1	1	30	30			
		人間発達学	1	1	30		30		
小計	12		14	2	16	480	300	180	
疾病と障害の 成り立ち及び 回復過程の促進	14	公衆衛生学	1	1	30	30			
		病理学	1	1	30		30		
		臨床心理学	1	1	30		30		
		内科学	2	2	60		60		
		整形外科	2	2	60		60		
		神経内科学	2	2	60		60		
		精神医学	1	1	30		30		
		小児科学	1	1	30		30		
		老年学	1	1	30		30		
		薬理学	1	1	30		30		
		内部障害学	1	1	30			30	
	疾病と障害の成り立ち	1	1	30			30		
小計	14		15		15	450	30	360	60
保健医療福祉とリハ ビリテーションの理念	4	リハビリテーション医学	1	1	30	30			
		医療入門	1	1	30	30			
		看護・介護概論	1	1	15			15	
		作業療法概論	1	1	15			15	
		言語療法概論	1	1	15			15	
小計	4		5		5	105	60		45
計	30		34	2	36	1035	390	540	105

3. 専門分野

教育内容	指定単位数	科目名	講義	単位数計	時間数	1年	2年	3年	4年
基礎理学療法学	6	基礎理学療法学	1	1	2	60	60		
		理学療法学特論	1	1	1	30		30	
		理学療法演習Ⅰ	1	1	1	30		30	
		理学療法演習Ⅱ	1	1	1	30		30	
		理学療法演習Ⅲ	1	1	1	30			30
		医療英会話	1	1	1	30			30
		理学療法研究法	2	2	2	60			60
		理学療法マネジメント論	1	1	1	30			30
		総合演習※★	1	4	5	150			150
	小計	6		7	8	15	450	90	60
理学療法管理学	2	理学療法管理学	2	2	2	30			30
小計	2		2	2	2	30			30
理学療法評価学	6	検査・測定演習※	1	2	3	90		90	
	理学療法評価学※	1	2	3	90			90	
小計	6		2	4	6	180		90	90
理学療法治療学	20	運動療法演習	2	2	2	60	60		
		義肢・装具学	2	2	2	60		60	
		義肢装具学演習	1	1	1	30		30	
		日常生活技術論	1	1	1	30		30	
		物理療法学※	1	1	2	60		60	
		神経系理学療法学Ⅰ※	1	1	2	60		60	
		神経系理学療法学Ⅱ※	1	1	2	60		60	
		筋骨格系理学療法学※	1	2	3	90		90	
		小児発達系理学療法学	1	1	1	30		30	
		呼吸・循環器系理学療法学※	1	1	2	60		60	
		日常生活技術演習	1	1	1	30		30	
		スポーツ理学療法学	1	1	1	30		30	
		内部障害理学療法学	1	1	1	30		30	
	小計	20		11	10	21	630	60	150
地域理学療法学	3	生活環境論※	1	1	2	60		60	
	地域理学療法学	1	1	1	30			30	
小計	3		2	1	3	90		60	30
臨床実習	20	見学実習	1	1	1	45		45	
	臨床実習Ⅰ	4	4	4	180			180	
	在宅リハビリテーション実習	1	1	1	45			45	
	臨床実習Ⅱ	16	16	16	720				720
小計	20		22	22	990			45	225
計	57		24	45	69	2370	150	405	855
総計	101		76	48	124	3735	870	945	960

※は演習・実習を含む ★印は卒業試験該当科目

別表2-2 作業療法学科

1. 基礎分野

教育内容	指定単位数	科目名	講義	単位数計	時間数	1年	2年	3年	4年
科学的思考の基礎 人間と生活 社会の理解	14	心理学	2	2	30	30			
		法学	2	2	30	30			
		社会福祉学	2	2	30	30			
		統計学	2	2	30	30			
		物理学	2	2	30	30			
		化学	2	2	30	30			
		保健体育※	1	1	2	45	45		
		外国語(英語)	1	1	1	30	30		
		医療英会話	1	1	1	30	30		30
		コミュニケーション論	1	1	1	30	30		
計	14		16	1	17	315	285	30	

2. 専門基礎分野

教育内容	指定単位数	科目名	講義	単位数計	時間数	1年	2年	3年	4年
人体の構造と機能 及び心身の発達	12	解剖学Ⅰ	2	2	60	60			
		解剖学Ⅱ	1	1	2	60	60		
		解剖学実習		1	1	30		30	
		人体の構造と機能	1	1	1	30	30		
		生理学Ⅰ	1	1	1	30	30		
		生理学Ⅱ	2	2	2	60	60		
		生理学実習		1	1	30	30		
		運動学Ⅰ※	2	2	2	60	60		
		運動学Ⅱ※	1	1	2	60		60	
		人間発達学	1	1	1	30	30		
小計	12		11	4	15	450	360	90	
疾病と障害の 成り立ち及び 回復過程の促進	14	公衆衛生学概論	1	1	15	15			
		病理学	1	1	1	30		30	
		臨床心理学	1	1	1	30		30	
		内科学	2	2	2	60		60	
		整形外科	2	2	2	60		60	
		神経内科学	2	2	2	60		60	
		精神医学	1	1	1	30		30	
		小児科学	1	1	1	30		30	
		老年学	1	1	1	30		30	
		薬理学	1	1	1	30		30	
内部障害学	1	1	1	30		30			
疾病と障害の成り立ち	1	1	1	30		30			
小計	14		15	15	435	15	420	0	
保健医療福祉とリハ ビリテーションの理念	4	リハビリテーション医学	1	1	1	30	30		
		理学療法概論	1	1	1	15			15
		言語療法概論	1	1	1	15			15
		看護・介護概論	1	1	1	15	15		
小計	4		4	4	75	45		30	
計	30		30	4	34	960	420	510	30

3. 専門分野

教育内容	指定単位数	科目名	講義	単位数計	時間数	1年	2年	3年	4年	
基礎作業療法学	5	基礎作業療法学※	1	1	2	60	60			
		応用作業療法学※	1	1	2	60		60		
		作業療法概論	1	1	1	15		15		
		作業療法演習Ⅰ		1	1	30		30		
		作業療法演習Ⅱ		1	1	30		30		
		作業療法演習Ⅲ		1	1	30			30	
		作業療法研究法Ⅰ	1	1	1	30			30	
		作業療法研究法Ⅱ	1	1	1	30			30	
		総合演習Ⅰ		2	2	60				60
		総合演習Ⅱ★		5	5	150				150
小計	5		5	12	17	495	135	120	30	210
作業療法評価学	5	作業療法評価学Ⅰ	1	1	1	30		30		
		作業療法評価学Ⅱ※	1	1	2	60		60		
		作業療法評価学Ⅲ※	1	1	2	60		60		
		作業療法評価演習		1	1	30			30	
小計	5		3	3	6	180		150	30	
作業療法治療学	19	日常生活技術論※	2	1	3	60		60		
		日常生活技術演習※	2	1	3	60			60	
		精神科作業療法治療学※	2	1	3	60			60	
		義肢・装具学	2	2	2	30		30		
		高次脳機能治療学	1	1	1	30			30	
		老年期作業療法学	2	2	2	30		30		
		発達障害作業療法学※	2	1	3	60		60		
		内部障害作業療法学	1	1	1	30			30	
		中枢神経系作業療法学※	2	1	3	60		60		
		末梢神経系作業療法学	2	2	2	30		30		
臨床作業療法学※	1	1	2	60			60			
小計	19		19	6	25	510		60	450	
地域作業療法学	4	地域作業療法学	1	1	1	30			30	
		生活環境論	1	1	1	30		30		
		福祉住環境論	1	1	1	30			30	
		レクリエーション(選択必修)	1	1	1	30			30	
障害者スポーツ(選択必修)	1	1	1	30			30			
小計	4		4	4	120	30	30	60		
作業療法管理学	2	医療倫理・職業倫理	2	2	2	30			30	
		作業療法管理学	1	1	1	30			30	
小計	2		3	3	60	30			30	
臨床実習	22	見学実習		1	1	45		45		
		臨床実習Ⅰ		6	6	270			270	
		在宅リハビリテーション実習		1	1	45				45
		臨床実習Ⅱ		16	16	720				720
小計	22		24	24	1080		45	270	765	
計	57		34	45	79	2445	195	405	840	1005
総計	101		80	50	130	3720	900	945	870	1005

※は演習・実習を含む 注:(選択必修)科目は、内1科目を選択すること ★は卒業試験該当科目



別表2-3 応用理学療法学科

1. 基礎分野

教育内容	指定単位数	科目名	講義	単位数計	時間数	1年	2年	3年
科学的思考の基盤 人間と生活	14	哲学	2	2	30	30		
		統計学	2	2	30	30		
		物理学	2	2	30	30		
		化学	2	2	30	30		
		保健体育	1	1	30	30		
		英会話	1	1	30	30		
		医学英語	1	1	30	30		30
		医療統計学	1	1	30	30		
		医療倫理	2	2	30	30		
		計	14	13	1	14	270	240

2. 専門基礎分野

教育内容	指定単位数	科目名	講義	単位数計	時間数	1年	2年	3年		
人体の構造と機能 及び心身の発達	12	筋骨格系解剖学	1	1	30	30				
		内臓系解剖学	1	1	30	30				
		神経系解剖学	1	1	30	30				
		基礎解剖学実習	1	1	30	30				
		機能解剖学	1	1	30	30				
		運動機能生理学	1	1	30	30				
		神経機能生理学	1	1	30	30				
		植物機能生理学	1	1	30	30				
		生理学実習	1	1	30	30				
		運動学※	2	1	3	90	90			
		小計	12	9	3	12	360	360	0	0
		疾病と障害の 成り立ち及び 回復過程の促進	12	病理学概論	1	1	15	15		
医学概論	1			1	15	15				
内科学概論	1			1	15	15				
整形外科概論	2			2	30	30				
神経内科学	2			2	30	30				
老年学概論	1			1	15	15				
小児科学概論	1			1	15	15				
臨床心理・精神医学概論	2			2	30	30		30		
救急救命論(選択必修)	1			1	15	15		15		
薬理学概論(選択必修)	1			1	15	15		15		
小計	12			12	0	12	180	135	45	0
保健医療福祉とリハ ビリテーションの理念	2			リハビリテーション医学	1	1	15	15		
	リハビリテーション概論	1	1	15	15					
小計	2	2	0	2	30	30	0	0		
計	26	23	3	26	570	525	45	0		

3. 専門分野

教育内容	指定単位数	科目名	講義	単位数計	時間数	1年	2年	3年	
基礎理学療法学	6	基礎理学療法学	1	1	30	30			
		理学療法入門	1	1	30	30			
		理学療法基礎演習	1	1	30	30			
		理学療法研究法	1	1	30	30		30	
		理学療法応用演習	1	1	30	30		30	
		理学療法マネジメント論	1	1	30	30		30	
		総合演習	2	2	2	60			60
小計	6		8	0	8	240	90	90	60
理学療法評価学	5	理学療法測定論	1	1	30	30			
		理学療法評価論※	1	1	2	60		60	
		機能能力診断学※	1	1	2	60		60	
小計	5		3	2	5	150	30	120	0
理学療法治療学	20	運動療法学※	1	2	3	90		90	
		義肢・装具学	1	1	1	30		30	
		日常生活技術論※	1	2	3	90		90	
		理学療法統合と解釈※	1	1	2	60		60	
		物理療法学※	1	2	3	90		90	
		中枢系理学療法学Ⅰ	1	1	1	30	30		
		中枢系理学療法学Ⅱ※	1	1	2	60		60	
		筋骨格系理学療法学Ⅰ	1	1	1	30	30		
		筋骨格系理学療法学Ⅱ※	1	1	2	60		60	
		小児発達系理学療法学	1	1	1	30		30	
		循環呼吸器系理学療法学	1	1	1	30		30	
		小計	20		11	9	20	600	60
地域理学療法学	4	地域保健・福祉概論	1	1	15	15			
		看護・介護概論	1	1	15	15			
		福祉住環境論	2	2	30	30			
小計	4		4	0	4	60	0	60	0
臨床実習	18	実習オリエンテーション		1	1	45		45	
		評価実習		3	3	135		135	
		臨床実習		14	14	630		630	
小計	18		0	18	18	810	0	0	810
計	53		26	29	55	1860	180	810	870
総計	93		62	33	95	2700	945	885	870

※は演習・実習を含む

別表2-4

## メディカルスポーツ柔道整復学科

## 1. 基礎分野

教育内容	指定単位数	科目名	講義	演習	実習	単位数計	時間数	1年	2年	3年	
科学的思考の基盤 人間と生活	14	人間発達学	2			2	30	30			
		栄養学	2			2	30	30			
		情報処理概論	2			2	30	30			
		医療倫理	2			2	30	30			
		運動の科学 I	2			2	30	30			
		運動の科学 II	2			2	30	30		30	
		保健体育			2		2	60	60		
		外国語	2			2	60	60			
計	14		14	0	2	16	300	270	30	0	

## 2. 専門基礎分野

教育内容	指定単位数	科目名	講義	演習	実習	単位数計	時間数	1年	2年	3年
人体の構造と機能	15	解剖学 I	4			4	60	60		
		解剖学 II	2			2	30	30		
		解剖学実習			1	1	30	30		
		生体構造特論	1			1	30	30		30
		生体機能特論	1			1	30	30		30
		生理学 I (動物系)	2			2	30	30		
		生理学 II (植物系)	2			2	30	30		
		老年学 I (生理的特徴と変化)	2			2	30	30		30
		スポーツ生理学	2			2	30	30		30
		小計	15		16	0	1	17	300	120
疾病と傷害	11	整形外科	2			2	30	30		
		運動学	2			2	30	30		30
		一般臨床医学	2			2	30	30		30
		病理学概論	2			2	30	30		30
		外科学概論	2			2	30	30		30
		リハビリテーション概論	2			2	30	30		30
小計	11		12	0	0	12	180	30	150	0
柔道整復術の適応	2				2	60	60			
小計	2		2	0	0	2	60	0	60	0
保健医療福祉と 柔道整復の理念	8	医学史	1			1	15	15		
		柔道 I			1	1	45	45		
		柔道 II			1	1	30	30		30
		柔道 III			1	1	30	30		30
		公衆衛生学	2			2	30	30		30
		職業倫理	1			1	30	30		30
関係法規	2			2	30	30		30		
小計	8		6	0	3	9	210	60	90	60
社会保障制度	1				1	30	30			
小計	1		1	0	0	1	30	0	30	0
計	37		37	0	4	41	780	210	450	120

## 3. 専門分野

教育内容	指定単位数	科目名	講義	演習	実習	単位数計	時間数	1年	2年	3年
基礎柔道整復学	10	柔道整復学総論	3			3	90	90		
		包帯法	1		1	2	60	60		
		柔道整復特論 I	2			2	60	60		
		柔道整復特論 II	2			2	60	60		60
		基礎柔道整復セミナー★	7			7	210	210		210
小計	10		15	0	1	16	480	210	60	210
臨床柔道整復学	17	臨床柔道整復学 I (軟組織損傷)	2			2	60	60		
		物理療法	1			1	30	30		
		臨床柔道整復学 II (脱臼)	2			2	60	60		60
		臨床柔道整復学 III (骨折上肢)	2			2	60	60		60
		臨床柔道整復学 IV (骨折下肢・体幹)	2			2	60	60		60
		臨床柔道整復学セミナー★	7			7	210	210		210
		臨床的判断(画像理解)	1			1	30	30		30
小計	17		17	0	0	17	510	90	180	240
柔道整復実技	17	スポーツ予防学			1	1	30	30		
		保存療法			1	1	30	30		
		柔道整復実技 I (軟組織損傷)			2	2	60	60		
		柔道整復実技 II (脱臼)			2	2	60	60		60
		柔道整復実技 III (骨折上肢)			2	2	60	60		60
		柔道整復実技 IV (骨折下肢・体幹)			2	2	60	60		60
		老年学 II (外傷予防)			1	1	30	30		
		柔道整復実技セミナー			7	7	210	210		210
		小計	17		0	7	11	18	540	120
臨床実習	4	臨床実習 I			1	1	45	45		
		臨床実習 II			1	1	45	45		45
		臨床実習 III			2	2	90	90		90
小計	4		0	0	4	4	180	45	45	90
計	48		32	7	16	55	1710	465	495	750
合計	99		83	7	22	112	2790	945	975	870

★は卒業試験該当科目

別表2-5 介護福祉学科

1. 基礎科目(必修)

教育内容	指定時間数	科目名	講義	演習	実習	時間数	単位数計	1年	2年
基礎科目	-	学習スキル 体育		30		30	1	30	
計	-		0	60	0	60	2	60	0

2. 介護福祉士養成課程(必修)

領域	教育内容	指定時間数	科目名	講義	演習	実習	時間数	単位数計	1年	2年
人間と社会	人間の理解	30	介護福祉論	30			30	1	30	
	社会の理解	人間関係とコミュニケーション	30	人間関係とコミュニケーション		60	60	2		60
		社会の理解	60	生活と福祉 I 生活と福祉 II 社会保険論	30 30 30		30 30 30	1 1 1	30 30 30	
	選択	120	福祉社会学 社会参加とボランティア 英会話	30 30 30		30 30 30	1 1 1	30 30 30		
	小計	240		150	120	0	270	9	150	120
介護の基本	介護の基本	180	介護論 I	30			30	1	30	
			介護論 II	30			30	1	30	
			対象理解	30			30	1	30	
			ポアーマネジメント	30			30	1	30	
			ケアマネジメント論	30			30	1	30	
	安全管理と感染防止	30			30	1	30			
	コミュニケーション技術	60	コミュニケーション技術	30			30	1	30	
			対人援助技術	30			30	1	30	
	生活支援技術	300	介護基礎技術 I	60			60	2	60	
			介護基礎技術 II	30			30	1	30	
看取りのケアとグリーフケア			30			30	1	30		
居住環境学			30			30	1	30		
家政学			30			30	1	30		
介護過程	150	家政学演習	30			30	1	30		
		機能の維持及び回復	30			30	1	30		
		レクリエーション支援技術 I	30			30	1	30		
		レクリエーション支援技術 II	30			30	1	30		
		介護過程理論	30			30	1	30		
介護総合演習	120	介護福祉研究方法	30			30	1	30		
		運動機能障害者の介護過程	30			30	1	30		
		内部障害者の介護過程	30			30	1	30		
		視覚・聴覚障害者の介護過程	30			30	1	30		
介護実習	450	総合演習 I			30	30	1	30		
		総合演習 II			30	30	1	30		
		総合演習 III			30	30	1	30		
		総合演習 IV			30	30	1	30		
小計	1260	実習 I-1			40	40	1	40		
		実習 I-2			160	160	4	160		
		実習 II			250	250	6	250		
		実習 II			250	250	6	250		
医療的ケア	50 + α (実時間)	介護と医療的ケア	28	2		30	1	30		
		喀痰の吸引	24	6		30	1	30		
		経管栄養	26	4		30	1	30		
小計	50			78	12	0	90	3	0	90

2. 介護福祉士養成課程(必修)

領域	教育内容	指定時間数	科目名	講義	演習	実習	時間数	単位数計	1年	2年
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	60	老年学	30			30	1	30	
			高齢者の介護	30	30		30	1	30	
	認知症の理解	60	認知症の理解	30			30	1	30	
			認知症の介護	30	30		30	1	30	
	障害の理解	60	障害の理解 障害者の心理	30 30			30 30	1 1	30 30	
こころとからだのしくみ	120	からだの構造と機能 I からだの構造と機能 II 疾病論	30 30 30			30 30 30	1 1 1	30 30 30		
小計	300			240	60	0	300	10	150	150
計	1850			528	942	450	1920	60	1040	880

3. 社会福祉主事科目(選択)

社会福祉科目	指定時間数	科目名	講義	演習	実習	時間数	単位数計	1年	2年	
法学	30	法学	30			30	1	30		
経済学	30	経済学	30			30	1	30		
児童福祉論	30	児童福祉論	30			30	1	30		
地域福祉論	30	地域福祉論	30			30	1	30		
社会福祉援助技術演習	30	社会福祉援助技術演習		30		30	1	30		
福祉事務所運営論	30	福祉事務所運営論	30			30	1	30		
社会福祉施設経営論	60	社会福祉施設経営論	60			60	2	60		
社会福祉現場実習	90	社会福祉現場実習			90	90	2	90		
社会福祉現場実習指導	60	社会福祉現場実習指導			60	60	2	60		
小計	390			210	90	90	390	12	90	300
総計	2240			738	1092	540	2370	74	1190	1180

\* 領域 医療的ケアの50時間は実時間で指定されているため、本校授業時間90時間を充当する。

\* 卒業試験として、『学力評価試験』を科す。

別表2-6

## こども未来学科

## 1. 基礎教養科目

教育内容	指定単位数	科目名	講義	単位数計	時間数	1年	2年
外国語、体育以外の科目	10	憲法	2	2	30	30	
		情報処理		2	60	60	
		ポケット・ゼミ	2	2	60	60	
外国語		英語		2	60	60	
体育		健康・スポーツ理論	1	1	15	15	
		健康・スポーツ実技	1	1	30	30	
計	10		3	7	10	255	255

## 2. 専門必修科目

教育内容	指定単位数	科目名	講義	単位数計	時間数	1年	2年
保育の本質・目的に関する科目	14	保育原理	2	2	30	30	
		教育原理	2	2	30	30	
		子ども家庭福祉	2	2	30	30	
		社会福祉	2	2	30	30	
		子ども家庭支援論	2	2	30	30	30
		社会的養護Ⅰ	2	2	30	30	
		保育者論	2	2	30	30	
		小計	14	0	14	210	150
保育の対象の理解に関する科目	9	保育の心理学	2	2	30	30	
		子ども家庭支援の心理学	2	2	30	30	30
		子どもの理解と援助	1	1	30	30	
		子どもの保健	2	2	30	30	
小計	9		2	60	60		
保育の内容・方法に関する科目	20	保育の計画と評価	2	2	30	30	
		保育内容総論Ⅰ	1	1	30	30	
		健康指導法	1	1	30	30	
		人間関係指導法	1	1	30	30	
		環境指導法	1	1	30	30	
		言葉指導法	1	1	30	30	30
		表現指導法	1	1	30	30	
		子どもの生活と遊び(表現と運動)Ⅰ	1	1	30	30	
		子どもの生活と遊び(音楽とリズム)Ⅰ	1	1	30	30	
		子どもの生活と遊び(感性と創造)	1	1	30	30	
		子どもの生活と遊び(言葉と児童文化財)	1	1	30	30	
		乳児保育Ⅰ	2	2	30	30	
		乳児保育Ⅱ	1	1	30	30	
		子どもの健康と安全	1	1	30	30	30
		障害児保育	2	2	60	60	
		社会的養護Ⅱ	1	1	30	30	
子育て支援	1	1	30	30			
小計	20	4	16	20	540	330	210

教育内容	指定単位数	科目名	講義	単位数計	時間数	1年	2年
保育実習	6	保育実習Ⅰ		4	4	160	160
		保育実習指導Ⅰ		2	2	60	60
小計	6		0	6	6	220	60
総合演習	2	保育実践演習★		2	2	60	60
小計	2		0	2	2	60	0
計	51		24	27	51	1210	630

## 3. 専門選択必修科目

教育内容	指定単位数	科目名	講義	単位数計	時間数	1年	2年
保育の本質・目的に関する科目	15	医療保育総論	2	2	30	30	
		多職種連携総論	2	2	30	30	
保育の対象の理解に関する科目		発達障害児の理解と対応	2	2	30	30	
		居住環境学	2	2	30	30	
保育の内容・方法に関する科目		感覚統合入門	1	1	30	30	
		在宅保育	2	2	30	30	
		子どもの生活と遊び(表現と運動)Ⅱ	1	1	30	30	
		子どもの生活と遊び(音楽とリズム)Ⅱ	1	1	30	30	
		子どもの生活と遊び(音楽とリズム)Ⅲ	1	1	30	30	
		入門臨床美術	1	1	30	30	
小計	15		10	5	15	300	0
保育実習 ※保育実習ⅡかⅢのいずれかを履修	3	保育実習Ⅱ		2	2	80	80
		保育実習指導Ⅱ		1	1	30	30
		保育実習Ⅲ		2	2	80	80
		保育実習指導Ⅲ		1	1	30	30
小計	3		0	3	3	110	0
計	18		10	8	18	410	0
総計	79		37	42	79	1875	885

★は卒業試験該当科目



## 別表3

## 本校の入学検定料、入学金、授業料等

(単位:円)

学科名	入学検定料	入学金	授業料 (年間)	実験実習費 (年間)	施設設備費 (年間)	休学手数料
理学療法学科	25,000	200,000	900,000	450,000	330,000	21,000
作業療法学科	25,000	200,000	900,000	450,000	330,000	21,000
メディカルスポーツ 柔道整復学科	25,000	150,000	660,000	330,000	240,000	21,000
介護福祉学科	25,000	100,000	560,000	180,000	140,000	21,000
こども未来学科	25,000	100,000	500,000	180,000	140,000	21,000
日本語学科 2年コース	25,000	100,000	600,000 (月額50,000円)	0	0	21,000
日本語学科 1年6ヵ月コース	25,000	75,000	600,000 (月額50,000円)	0	0	21,000

(単位:円)

学科名	入学検定料	入学金	授業料 (年間)	施設設備費 (年間)	実験実習費 (年間)	休学手数料
応用理学療法学科	25,000	150,000	800,000	330,000	400,000	21,000

※卒業年次に留年した場合の授業料等について

(単位:円)

学科名	右記1の者	右記2の者
	授業料の2分の1を徴収する	授業料の4分の1を徴収する
理学療法学科	450,000	225,000
作業療法学科	450,000	225,000
メディカルスポーツ 柔道整復学科	330,000	165,000
介護福祉学科	280,000	140,000
こども未来学科	250,000	125,000

以下の条件を満たし、卒業年次に留年した学生は、授業料の一部を徴収し、その他(実験実習費、施設設備費)について、免除する。

1. 臨床実習等の学外実習の判定結果が不合格であった者、及び学外実習を途中で終了となり、成績判定を受けられず卒業年次に留年となった者。
2. 卒業の認定をされず、卒業年次に留年となった者。
3. 上記1. 2について、1回に限り、この免除を適用する。